

生活保護法（昭和 25 年法律第 114 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関の指定に係る事業者の名称及び事業所の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成 20 年 6 月 27 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問看護

居宅介護事業者			居宅介護事業所			変更年月日
名 称		主たる事務所の所 在 地	名 称		所 在 地	
変更前	変更後		変更前	変更後		
社団医療法人栃 内病院	医療法人巖心会	岩手郡滝沢村大釜 字吉水 103 番地 1	社団医療法人栃 内病院第二病院	栃内第二病院	岩手郡滝沢村大釜 字吉水 103 番地 1	平成 20 年 4 月 17 日

2 訪問リハビリテーション

居宅介護事業者			居宅介護事業所			変更年月日
名 称		主たる事務所の所 在 地	名 称		所 在 地	
変更前	変更後		変更前	変更後		
社団医療法人栃 内病院	医療法人巖心会	岩手郡滝沢村大釜 字吉水 103 番地 1	社団医療法人栃 内病院第二病院	栃内第二病院	岩手郡滝沢村大釜 字吉水 103 番地 1	平成 20 年 4 月 17 日

3 居宅療養管理指導

居宅介護事業者			居宅介護事業所			変更年月日
名 称		主たる事務所の所 在 地	名 称		所 在 地	
変更前	変更後		変更前	変更後		
社団医療法人栃 内病院	医療法人巖心会	岩手郡滝沢村大釜 字吉水 103 番地 1	社団医療法人栃 内病院第二病院	栃内第二病院	岩手郡滝沢村大釜 字吉水 103 番地 1	平成 20 年 4 月 17 日

4 介護予防訪問看護

介護予防事業者			介護予防事業所			変更年月日
名 称		主たる事務所の所 在 地	名 称		所 在 地	
変更前	変更後		変更前	変更後		
社団医療法人栃 内病院	医療法人巖心会	岩手郡滝沢村大釜 字吉水 103 番地 1	社団医療法人栃 内病院第二病院	栃内第二病院	岩手郡滝沢村大釜 字吉水 103 番地 1	平成 20 年 4 月 17 日

5 介護予防訪問リハビリテーション

介護予防事業者			介護予防事業所			変更年月日
名 称		主たる事務所の所 在 地	名 称		所 在 地	
変更前	変更後		変更前	変更後		
社団医療法人栃 内病院	医療法人巖心会	岩手郡滝沢村大釜 字吉水 103 番地 1	社団医療法人栃 内病院第二病院	栃内第二病院	岩手郡滝沢村大釜 字吉水 103 番地 1	平成 20 年 4 月 17 日

6 介護予防居宅療養管理指導

介護予防事業者			介護予防事業所			変更年月日
名 称		主たる事務所の所 在 地	名 称		所 在 地	
変更前	変更後		変更前	変更後		
社団医療法人栃 内病院	医療法人巖心会	岩手郡滝沢村大釜 字吉水 103 番地 1	社団医療法人栃 内病院第二病院	栃内第二病院	岩手郡滝沢村大釜 字吉水 103 番地 1	平成 20 年 4

内病院

字吉水 103 番地 1

内病院第二病院

字吉水 103 番地 1

月 17 日